

林政ジャーナル

No.22

1999年8月1日

発行所

日本林政ジャーナリストの会

〒162 新宿区市ヶ谷本村町3-26

0845 ホワイトレヂダンス

TEL 03-3269-3911

FAX 03-3268-5261

研究会から（講演要旨） 日本の林業をどうするか

日本林業が直面している問題と解決の方向

前東京農工大学教授 岡 和夫

●木材需要拡大のため加工技術の開発に注力すべき

日本林業が直面している問題のとらえ方は、どういう切り口で林業を見るかによって変わってきます。これから私が申し上げるのは、1つの切り口からみた問題であります。

私は、林業とは、森林の造成から木材という商品の生産までの過程を内容とする一連の経済活動の総体であると理解しています。つまり、1つの産業であるということです。そこで、産業が発展する条件と照らし合わせて、日本林業が直面している問題を考えてみたいと思います。

産業が発展する条件の1つは、生産物・製品の需要、つまり木材の需要があること。もう1つは、需要に対応した生産が行われることです。この2つが産業発展の条件です。そこで今日は、需要と生産とに分けて考えてみます。

まず、木材は、原木、つまり丸太が何段階かの加工過程を経て利用されるわけで、最終加工製品の需要動向が木材の需要を規定しています。つまり、木材の最終消費者が木材需要を決めるのであり、木材の商品性によって木材需要は規定されていると言えます。この木材の商品性とは、商品としての特性、使い勝手、価格の3つの要素からなります。

今、林業界では、木材需要が低迷していると言われていています。特に、製材用は低迷しており、建築規制が緩和傾向にあるのに、木材需要は一向に増加していません。同時に、木材価格も低迷しています。商品性の優れている製品の場合、価格が低迷していれば需要が伸びてもいいはずですが、そうはなっていません。

このことから、木材需要低迷の原因は、木材の商品性にあるのではないかと考えられます。需要を拡大するためには、まず商品性を高めることが必要であり、そのためには加工技術が決め手になると思います。

少し前の話になりますが、山形県の金山町のある工場では、木材にセラミックスを注入した浴槽

をつくっていました。発注者はホテルで、ホテルサービスの差別化商品として木製のバスタブが設備されることになり、セラミック注入と集成材加工の木の浴槽の技術開発によって、間伐材から高い付加価値の製品をつくり出し、成功していました。今でもこの工場がうまく操業しているかどうかはフォローしていませんが、いずれにしても原材料としての木材が新技術のもとで付加価値をつけて製品化され、新規需要を拡げているという状況を目にすることができました。

また現在、通産省の新エネルギー・産業技術開発機構の研究開発事業として、機能性ウッドセラミックスに関する研究が進められているようです。この研究には、青森県の工業試験場、いくつかの大学の理工学部や農学部、東大の生産技術研究所と企業が参画しています。機能性ウッドセラミックスは、面状発熱体、温湿度センサー、スタッドレスタイヤのピン、電磁波の吸収材などに使われることが考えられていますが、こうした用途に木材を加工して使うという研究に、多くの機関が共同で取り組んでいるわけです。このように、新たな加工技術の開発によって、木材の利用の幅が広がり、需要の裾野を広げることができると考えられます。

新たな加工技術の開発は、長期戦略としての需要拡大策と言えますが、今は、短期戦略と長期戦略の両睨みが必要です。林野庁も技術研究組合を設立して、新しい加工技術の開発を行っています。日本林業を維持するためには、開発のスピードを早めなければなりません。そして、スケールも大きくしなければ、他の産業に追いつけません。1千万haの人工林造成に投入したエネルギーと資金を、新たな加工技術の開発に投入するくらいの決意がないと、人工林資源の価値の実現が危ぶまれます。

1千万haの人工林は逐次成熟していますが、そこからの木材を十分有効に使える利用・需要部門は、まだ整っていません。このままでは、1千万haの人工林の資源価値が山で眠ってしまいます。現にある森林資源、つまり人工林をいかに円滑に需要に結びつけるかということが直面している問題であり、加工技術の開発が、この問題解決の要になると思います。

●造林コストを賄えない中での伐採が続いている

次に、木材生産の問題に移ります。木材の生産活動には2つの側面があり、1つは伐採、もう1つは、林業の継続性という意味を含んだ生産活動です。いずれの生産もさまざまな問題を抱えています。その根元には日本林業の構造的特質があります。森林の所有構造、林業資本の特質、林業労働力の特質などが複雑にからみあっています。したがって、林業構造の改革に取り組まなければならないのですが、例えば、所有構造の改革といっても、なかなか現実的な政策にはなり難い。そこで、本日は林業構造の問題には立ち入らないことにし、こうした構造がもたらしている現象に触れつつ、現場に即して、問題の解決方向を考えることにします。

まず、伐採による木材生産の現状ですが、平成9年度の『林業白書』には、「人工林資源の成熟により、利用可能な資源が増加していることから、国産材の生産は昭和60年以降増加傾向」と書かれています。木材価格が下落している中で木材生産が増加していることになり、価格の下落を吸収

して木材生産の増加がもたらされているという構図がそこでは描かれています。つまり、生産性の上昇によってコストを吸収し、生産量を増やしているということなのですが、果たしてそう見ているのか、検証が必要です。

確かに、毎年の造林面積も、最近では4万ha台で安定して推移しています。日本林業全体としては、それなりの林業生産活動の水準が保たれているということになるのですが、個々の林業経営に目を向けますと、かなり様相が違います。主伐は縮小傾向にあります。では、主伐の減少を間伐で補っているかということ、そうでもない。

昨年、大分県日田地方の優良林家の経営状況を調査しましたが、ここ一两年は主伐を全くやっていません。伐れば造林をしなければならないが、今の価格では造林費が捻出できないので、主伐を止め、間伐もやらなくなっているという状況でした。ところが、日田の原木市場に行くと、それなりに原木が集まっていますから、どこかで伐採が行われているわけです。このあたりの現状、実態をもっと正確に把握する必要があります。あらゆる政策は正しい統計からと言われますが、林業基本法の制定時も林業の統計は正確性が欠けるとということが指摘されました。最近の状況を見ても、本当の実態はどうなのだろうかと思うことがあります。

ともかく、再生産が保証されない木材価格ということが、林家から出てくる言葉です。では、再生産コストを償えるようにするにはどうしたらいいのか。現状の木材価格でも再造林ができる生産体制を構築するしかありません。そのためには、高効率・高生産の伐出事業体を育成し、同時に森林所有の零細性を克服して伐採ロットを大きくすることが必要です。また、伐採の安定性と計画性がないと、生産性の高い伐出事業体は生まれません。森林法で、そのための対策が講じられていますが、必ずしも十分に活用されていないし、内容にも不十分な部分があります。伐採の安定性・計画性を施業地の団地化によって図るという政策努力が必要です。

●期待収益をとり戻すために考えられる直接支払い政策

木材生産のもう1つの問題は、いま見た伐採だけでなく、林業生産活動の継続性が保たれているかにもあります。つまり伐採跡地は造林され、適切な保育が行われているかどうかという問題です。この再生産活動のための適切な施業の維持こそが、日本林業の基本的な条件であろうと思います。この基本的な条件がいま満たされているかどうか。伐採跡地がどの程度放棄されたままになっているのか、天然更新で広葉樹林をうまく造成し得ているのか、その実態は十分明らかにされていませんが、一部では土地ごとでない立木は買えないといった林業経営の放棄と言える事例も出てきているようです。これは例外事例であるにしても、一部にしろこうした事例が生じていることに、日本林業が現在置かれている深刻な問題が示されていると思います。

ところで、林業生産活動の継続性を動機づけているものは何かであります。森林の施業は近い将来に直ちに収益として見返りの得られない労働力や資金の投入ですから、それは将来の期待収益を支えられていることとなります。ところが、長期にわたる木材価格の低迷によって、将来の期待収

益という林業生産活動の動機づけが失われつつあり、これが森林管理の粗放化、あるいは放棄という憂慮すべき事態を引き起こしているのだと考えられます。

そこで、林業生産活動の継続性、さらには持続可能な森林経営の達成のためには、期待収益を政策的に形づくる必要があります。ところが、期待収益と言いましても、将来の伐期における利益は、実際には多分に価格変動利益がかかわってきますので不明です。したがって、現実的で有効な手段として、直接支払い政策が浮かびあがってきます。

最近、所得補償とか中山間地域のデカップリングとかいう言葉がよく使われます。この言葉の内実は、普通の市場経済では生産物に対してお金を支払うのに対し、市場との関係を絶ったかたちで生産活動に直接支払いをするというものであると考えてよいと思いますが、これの林業版は、主伐時の立木代収入についての価格補償を考えるのが、林業の特質に合っていると考えます。もう少し具体的にいうと、政策目的に合致した伐採を対象にした立木代の価格補償ですが、こうした政策が日本林業維持のために必要だろうと思います（現状を異常事態と考え、緊急避難的な措置としてです）。この場合、単なる所得補償ではないわけですから、林業政策の目的、目標を実現する手段として直接支払いを考えるものです。国の政策目標に沿った生産・経営を対象とするといった限定条件が必要になります。例えば、市町村森林整備計画に基づいて行われる林業生産活動を維持するため、この計画に基づいて行われた伐採の実現立木価格（立木代収入）と社会的にみて妥当な水準の価格との差を直接支払いの対象とするといった価格補償政策を検討しなければなりません。これの具体化のためには、社会的に妥当な水準の立木代収入とはどのような価格になるのかといった検討をはじめ、さまざまな作業が必要でしょう。その場合、とりわけ重要なのは、予想されるモラルハザードをいかに防ぐかという問題であろうかと思えます。

●直接支払い政策によってもたらされる多面的効果

では、直接支払い政策によってどのような効果をもたらされるか。1つには、林業労働力対策という面があります。これには、家族労働力を掘り起こすという効果が考えられます。林家の98%を占める20ha未満層の労働力投入は殆ど自家労働力でなされており、自家労働は、労賃の支払いの必要がありません。これだけ労賃が上昇し、かつ労働力も足りなくなっているとき、森林組合の作業班労働力だけに頼るのではなく自家労働力を掘り起こして森林整備に投入するという政策を考えなければなりません。その手段として価格補償的直接支払いによって、労働報酬を一定の社会的水準に保つことになり、林業労働力の掘り起こしになると思えます。

2番目には、林業を主軸にした地域振興という効果があります。内発的發展という言葉が最近よく使われていますが、山村の内発的な発展には地域資源の活用が不可欠です。にもかかわらず、現在の木材価格では地域が自立的に發展する経済的条件が成立しないわけですから、先に申し上げたように市町村森林整備計画に従って伐採を行った人には価格補償をすることによって、地域の自立的な發展に必要な木材の生産（山村の内発的發展の起点です）を支える効果を持つであろうという

ことです。

3番目に、森林組合の常用雇用の拡大、仕事を拡大していくということがあると思います。

もっとも、以上で述べてきました価格補償ということをもろに出しますと、それはGATT違反ということになりましようから、そのところは知恵を絞らなければなりません。けれども、「森林経営の持続」を支えるための支払いである、林業生産活動（つまり森林施業）に対して補償するものである、さらには山村が担っている公益機能に着目した支援策の一環であるということで、かいくぐっていけるのではないのでしょうか。農産物と違って森林は、公共財・環境財という面から理屈が立てやすい面があるのではないか、そう考えているところです。

(1999年4月22日、文責・辻 五郎)

現地研究会の報告

6月4日（金）に、埼玉県飯能市の井上淳治氏所有山林と木工房「木楽里（きらり）」を視察する現地研究会を開催しました。参加者からの寄稿を以下に掲載します。なお、今回の参加者は、以下の方々でした。

高田浩一（会長）、上松寛茂（副会長）、赤堀楠雄（事務局長）、石山幸男（常任幹事）、石井健雄（監事）、外山裕子（第一プランニングセンター）、増井和夫（農林業ジャーナリスト）、本間寛（日本さくらの会）、水口哲（博報堂CC局）、河村精司（住友林業（株）山林部）、猪上好彦（林野弘済会出版部）、宮下信嗣（日本林業土木連合協会）、早生厚子（日本林業同友会）、米望孝男（林野庁広報室）



「立て木」を前に、西川林業を語る井上淳治さん（左端）

伝統が育てた大木に感嘆

高田 浩一

埼玉県南西部にある「西川林業地」は、樹木がまっすぐ伸び、山は濃い緑に覆われ、さすが古くからの林業地帯と思われた。訪れた飯能市の井上さんの山は、この中心にあり、手入れが行き届いて、きれいだった。この地方独特の「立て木」（保残木）施業で、150年以上の古木がところどころに残っていた。「江戸時代の天保年間に植えた記録がある」と説明され、見上げると、幹がすっと天に向かって伸び、樹高は45～50mという。

西川林業は5市町からなり、2万haにおよぶ。育った木は通直、完満で、材質がよく、「東の吉野」と呼ばれた。土質が秩父古生層で、気候が比較的温暖なのがスギ、ヒノキの生育に適しているのだろう。中でも、東吾野（井上さんの山も含む）、粟野が最もいい木ができると昔から言われた。秩父ほど育たず、したがって木目は密になる。市場では2、3割高い値がつけられたという。

立て木施業について「各林家の規模が小さいので、大径材をどうするか祖先が考え出した知恵。全部伐らないで残した」と息子の井上淳治さん。井上家は現在、約80haの山林を持つ。若い7齢級以下は20～25haと成熟した林分。祖先が岩に穴をうがち植林したところもあるそうだ。いまでも、枝打ちが地上8mの高さまでしっかりしてある。親子での林業専業は、西川でもただ一軒になった。架線集材や運材の機械を持ち、苗木から伐採・搬出まで自らできるのが強み。2年前から木の工房を開き、一般の人が木工に親しめるような試みをしている。

ほかに、一般論で、淳治さんの指摘。最近、複層林が提唱されているが、成功例はあまり聞かない。上木の残しすぎと、下木との年齢差が小さすぎるからではないか。山林所有者も手入れの仕方がわからない人が多くなった、など当を得た発言と思った。

森林管理権分離の可能性～西川林業視察に参加して～

赤堀 楠雄

6月4日に現地研究会を開催し、埼玉県飯能市の林業家、井上淳治さんの所有山林を訪れました。場所は飯能市西部の東吾野と呼ばれる地域です。参加者は高田会長、上松副会長をはじめとする総勢14人。林野庁広報室の米望課長補佐も同行して下さいました。心配された雨はほとんど降らず、林内歩行にはつらい熱い日差しもない絶好のコンディションの中、井上さんの話を聞きながら昼食をはさんで4時間ほど林内を散策し、その後、井上さんが経営する木工房「木楽里（きらり）」で木工を体験しました。

井上さんの所有山林は約80haで、いわゆる西川林業の中心地にあります。西川林業地は江戸時代から良材の産地として知られ、「立て木（たてぎ）」と呼ばれる高齢級大径木を林内の所々に残す施業に特徴があります。

井上さんの山林は間伐、枝打ちなどの手入れが行き届いた美しい林です。ときおり出くわすスギやヒノキの立て木は、周辺の木々とはまるで異なり、太く、まっすぐそびえる威容には圧倒されます。井上さんは立て木のことを「小さな所有面積の、小さな林業地の知恵」だと表現していましたが、以前は吉野に出荷していたというお話も納得できる見事な木です。

しかし、木材に対するニーズの変化や景気の低迷といった周辺情勢の影響は、西川林業地にも確実に及んでいます。無節材のニーズが激減した今は、立て木を吉野に出荷することもなくなり、昨年は役物柱用の木が欲しいという注文は1件もなかったそうです。加えて、集成管柱との競合や住宅着工の低迷によって柱取り並材丸太の価格が下落し、40～50年生のスギを伐採して市場に出荷しても、販売価格は経費分程度で利益は出ず、赤字になることさえあるといいます。

このため、森林所有者は経営意欲をなくし、間伐や枝打ちといった手入れが滞りがちになるという問題が西川林業地でも生じています。こうした所有者はそのうち山に行くことも少なくなり、手入れが遅れているという自覚は現場を見ないために薄れていき、荒廃がさらに進行する、という悪循環に陥ることになります。「森林所有者が山に行かなくなることが一番恐ろしい」と井上さんは顔を曇らせます。

そこで井上さんが提唱しているのが、森林の所有権と管理権を分離することです。こうすれば、まとまった面積の森林を計画的に管理することも可能になり、管理という行為の公益性に対する評価を基盤として、受益者による費用負担を求めることができるようになるというわけです。

「頭の中は真っ白で、音は何も聞こえず、自分以外の存在がまったく感じられなくなった」。初めて立て木を伐採したときの気分を井上さんはこのように言い表わしました。立て木のような大径木を伐採搬出する技術は誰にでも身に付くものではなく、こうした技術を持つ人は、全国でもどんどん少なくなっているそうです。

現在の林業政策で推奨されている長伐期複層林施業では、伐採搬出の技術はもとより、伐採木の選定や枝打ちなどでもより高度な技術が求められるようになります。森林の管理権を分離して集積し、施業の機会を増やしていけば、こうした技術を維持し、継承することにもつながりますし、結果的に森林の適切な整備に寄与することにもなります。

この先の林業がどうなるのかは別として（林業が活気づく可能性もあるはずですが）、公益性を維持するための管理権設定とそれに対する助成を、地域特性を踏まえて体系化するのも有効かもしれません。製材工場に原木を計画的に出荷するシステムとしても機能しそうです。実現の可能性や問題点をもう少し深く考えてみようと思っています。

森林管理状況に応じた規制・税制を急げ

増井 和夫

井上氏の山林を拝見し、木立の中で丁寧な説明を伺い、森林・林業問題入門まもない小生にも、事の重大性が分かる貴重な現地研究会であった。

特に感銘を受けたのは、説明と云うより意見・提案であったが、所有にこだわらない山林の管理であり、それが利用につながる事実である。

多くの学者などからの理論としては聞き馴れていたが、腰にナタを下げて毎日山に入る当事者の発言である。

数百年の年輪を持つ大径木を、初めて伐採したときの身が震えるような緊張は、決して忘れないと云う。

大径木生産、複層林施業などと簡単に口にしがちな今日だが、数百年の年輪の木を本当に活かすためには高度で熟練した伐採技術が必要でありながら、その要件を満たす山守が激減しつつあると指摘された。

複層林では、地域で異なる気象、地形がとかく軽視され、画一的に推進されている事への疑問も出された。

事の重大性とは、税制を含めて現在の諸制度では森林を守れないし、環境林でも主目的を阻害しない生産機能の保持なしでは、海外の森林に過度に依存し、海外での乱伐に目をそらす、エゴの国に成り下がる事実である。

持ち山がどこか、山を守る責任範囲がどこまでか、全く分からないような持ち主に対して、権利調整に時間を浪費できない差し迫った状況にある。

平地林をつぶしているのが相続税だが、それは全ての林地に共通である。環境保全に貢献する管理状況にある場合は全ての税を減免し、林地を資産として売った場合に相応の課税を行うシステムにせずには、悔いを百年、先年も残す事になろう。森林土壌の回復にはそれ程の歳月が掛かるのだから。

編集手帳

▶池袋から西武鉄道で約1時間、東吾野駅で下車。山々にかこまれた谷筋を電車は秩父へと向かう。江戸時代から高級材の生産地と名を馳せた西川材の中心地、西川林業地を日本林政ジャーナリストの会の一行と共同取材した。西川林業は都市近郊の林業地、奥武蔵とよばれる森林地帯である。山々はよく造林され、西川林業といわれる施業が森林をささえてきた。その歴史は江戸時代につくられたものだ。長い伝統に培われた保育技術はやはり見事というほかはないだろう。今回の取材は井上淳治氏の所有山林、人手をかけた丁寧に植林し、育て、伐る、おしみなく労力かけた西川林業の典型である。地形は急峻、谷筋から山頂までさまざまな林齢のスギ、ヒノキが見事な美林をつくりあげていた。ところどころに200~300年生の巨木が残る。「立て木」というスギ、ヒノキの巨木を残し、植林する施業は昔からの習わしだという。通直なスギ、ヒノキは美しい。林床は明るく、下草が繁茂し、裸地化を防ぐ。林内が暗くなれば間伐し林内照度を保つ。土壌の流亡を防ぐためだ。間伐は「植えた人が作業をしてはいけないと昔からいわれてきた」という。たしかに植林した人は伐ることにこだわるだろう。植林、下刈りと育てあげたスギ、ヒノキはまさに手塩にかけてきたものだ。西川林業といえば注文材が定着していた。構造材から造作材まで調達できた。大径材の「立て木」は林家をささえてきたという。狭い林地を立体的に利用してきた知恵というものだろう。▶西川林業地は荒川支流の入間川、高麗川、越辺川の流域。飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、名栗



村の5市町村にまたがる。その森林面積は約2万ha、所有形態は小規模である。長い伝統に支えられた集約的な育林技術、短伐期で形質のよい小角材、足場材を生産してきた。足場丸太の需要の減少から長伐期化し、無節の優良材へと移行している。「立て木」は主伐時にha当たり10~15本くらい残し、林家の出費に備える。植林はha当たり3,000~4,500本、下刈りは2~6年生まで2回刈。枝打ちは5~6年生より25年生くらいまで3~4回の施業である。西川林業が本格的に発展したのは明治の中期、日清、日露の戦争を契機に木材需要が増大。きそって造林していったという。▶わが国の林業はいま苦戦を強いられている。木材価格は低落し、林地は荒廃をつづけている。昭和30年代の後半から西川林業地でも働き手が山を去り、都市へ流出していった。近郊林業地の宿命とも思えるが、やはりこれでよいのかと思わずにはいられない。思いかけて植林し、おしみなく人手をかけたスギ、ヒノキが倒木し、無惨な林相である。人手の入らない林内は暗い。西川林業の再生をどうはかっていくのか。川上と川下、都市と山村の課題である。▶西川林業とは「江戸の西の方からくる材」の意から「西川材」とよばれたという。江戸をささえた西川林業、いまま都市民の心をささえる森林なのである。(石井)

(「グリーン・エージ」1999年6月号、石井健雄)

相続税の「重税」に 注文材低迷追打ち

都心から約50kmの埼玉県南西部の西川林業地で林業を営む井上淳治氏（埼玉県飯能市、39歳、電話0429-70-2007）は、枝打ち、間伐をきっちりと実施した良質の「西川材」供給者として知られるが、その同氏が「最近注文材の注文が全くといってよいほどなくなった。住宅部材に変化が生じているのを感じる」と嘆く。

埼玉の西川林業地

小規模林家の多い同地（東吾野）で約80畝を保有する井上氏は保有面積で五指に入るとともに枝打ち、間伐といった保育作業も丹念に行い、模範的な林地を形成していることでも知られる。当然のこととして良質材のため、並材中心の九州等とは違って、施主の注文に応じて立木を伐採する「注文材」が中心。これがパブルの崩壊に伴う景気低迷の長期化から「全くといってよいほど注文がなくなった」という。

また同氏は住宅に対する需要構造の変化も

口にする。住宅業界は性能規定化の導入を目前に控えており、見てくれよりも強度中心の「性能。へと移行しようとしていることも確か。これを肌で感じているといったところだろうが、一方で「木材の良さを理解する人達も必ずいる」とも語り、期待をつなぐ。

こうした住宅ニーズの変化とは



見事に手入れされた井上氏所有の山林

離れて林業経営が公益的機能に大きく貢献する特殊な産業であることも強調する。この点（公益的機能）を加味して、山林の「所有権」と「管理権」の分離を訴える。所有権を放棄させることは現実面では難しいが、一方で相続税の重税はきつく、林業の継続性をそこなう。そこで「管理権」を導入して森林の公益的機能への貢献をより明確化させながら相続税の軽減を図ろうとの試み。



井上 淳治氏

相続税は国税であるため、林業サイドがまずは一体化して取り組むことが欠かせないが、その点、不透明。さらに林業サイドが一本化しても税の体系がネックとなる。都心から約1時間の立地にあるため地価評価は高く相続税は深刻な問題。注文材受注の低迷と合わせて、都心部の林業者の悩みは深い。

（石山幸男）